

令和2年度裾野市農業委員会4月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日(金) 午後1時30分から午後2時10分
 2. 開催場所 裾野市役所4階402会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文	7	西島美津代	東	芹澤 渉一	富岡	西島 徹夫
2	杉山 邦利	8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
		10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
5	手綱 史芳	11	勝又 俊博	深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

4	鈴木 昭子					
---	-------	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 小林義彦 書記 中村健児 書記 勝又友揮 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

11	勝又 俊博	1	荻田 能文
----	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 1号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
 (2) 議第 1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
 (3) 議第 2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

7. 会議の概要

議 長

只今から令和2年度裾野市農業委員会4月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、11番 勝又俊博委員、1番 荻田能文委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

事務局

はい。報第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
 (議案朗読)

議 長

ただ今の報第1号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 質疑応答が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いま
す。

次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1、事
務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 永田榮泰委員から議案について説明をお願
いします。

地区担当委員 申請地は、市立富岡保育園から北東に約250mのところ
に位置しています。申請地は農用地区域内農地です。面積は1,991㎡で、地目は登記簿・現況共に田です。
申請地は、昭和63年に渡人が相続により取得しました。
受人は元々御宿地先に5,594㎡の農地を所有しておりましたが、土地区画整理事業
に提供したため、その代替地として申請地を購入し耕作を行っていくことで話がま
とまり、申請に至ったものです。
耕作は受人2人で行いますが、2人とも40年以上の農業経験があり、経験や技術
については問題ありません。
農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われま
す。申請地取得後の経営農地は9,285㎡で、下限面積を満たしています。通作にかか
る時間は、車で10分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、
地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、露地野菜を作付する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長 ただ今の議第2号番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

高草富一委員 案内図の地図では、田が半分に区画されているが現地は違うはずでは？

議 長 私が現地調査を行いました。現地では三区画となっています。

事務局 案内図に使用している地図は裾野市の白図を使用しており、この白図は古いデータな
ので現在とは異なった場所もあります。

議 長 ほかに質疑等ありましたらお願いします。

それでは、お諮りします。議第1号番号1について本案を原案の通り許可すること
に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号
1 事務局からの議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

続きまして、地区担当委員 推進委員 眞田正昭委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、今里児童公園の北側約150mに位置します。

現況は田となっています。

地上権者は、主に太陽光発電事業を行っており、優良な事業地を探していたところ、一団の土地で日当たりの良い申請地が候補地として挙がりました。

地上権設定者は、加齢により規模の縮小を考えており、地上権者の提案に合意し、太陽光発電設備敷地として、パネル240枚、パワーコンディショナー9台を設置する計画で話がまとまり申請に至ったものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。経済産業省による事業計画認定、東京電力との受給契約の手続きも進められています。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側・東側は道水路、西側は道路、南側は山林に接しています。

申請地は東部土地改良区により開田として整備されており、取水・排水口が整備されているため、土地の形質変更をせず、雨水は自然浸透と既存施設の利用により対策します。

日常の管理については、年3～4回の草刈り等を自社もしくは地域業者にて行うこととしています。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われれます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

ただ今の議第2号番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それではお諮りします。議第2号番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚芳正委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、東静運送(株)敷地の東側に隣接しています。

現況は畑となっています。

貸人は、高齢で体調もすぐれないため、農地の耕作が困難となっていました。

借人は、申請地西側で運送業を営んでおりましたが、事業用地が手狭となり、車両

及び資材が保管できる土地を探していました。

申請地は、借人の事業敷地に近接しており、事業敷地を拡張するにあたり、最適な場所であったため、貸人に相談したところ、土地の賃貸借について両者が合意したことから申請に至りました。

申請地の一部は、令和元年9月に農振除外の申出があり、10月農業委員会全員協議会で除外について、同意をしているものです。

農振除外後の申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に区分されます。

第1種農地は原則として許可できませんが、既存施設の機能の拡充のために、既存施設に隣接する土地において施設を整備する、既存施設の拡張であり、既存敷地面積の2分の1を超えない拡張であるため、特別の立地条件を必要とする事業に該当します。

また、代替性の検討もされており、立地基準に問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される見込みがあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

一体利用地を含む申請地は、北側・西側は道路、南側・東側は水路に接しています。

申請地は、土地の形質変更はしませんが、周囲を道水路で囲まれており、南側に緩やかな傾斜が付いた土地となっています。

水利計算により、敷地内で十分浸透することが示されており、雨水が敷地外に流出しないよう敷地の東・西・南側へ約80cmの法面を作ります。また、周辺の農業者には、事前に事業計画及び雨水処理方法について説明済みで、了承を得ています。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

大型車両の通行で危険が生じないように申請者等に説明してください。

議 長 　　ただ今の議第2号番号2について、質疑等がありましたらお願ひします。

高草富一委員 　敷地の境界が平らに見えるため、大型車両が通って雨水が流出しないか？

事務局 　敷地内で一時、水を貯められるような構造になっており、敷地内で浸透するため、雨水流出の危険はありません。

議 長 　　ほかに質疑等があったらお願ひします。

それではお諮りします。議第2号番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願ひします。

事務局 　はい。議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　　続きまして、地区担当委員 6番 勝又実佐男委員から議案について説明をお願ひします。

地区担当委員 　申請地は、総合グラウンドの南側に隣接しています。
現況は休耕地となっています。

渡人は、平成11年に相続で申請地を取得しましたが、農家でなく沼津在住であったため、農地の維持管理に苦慮していました。

受人は、建設業を営んでおり、裾野市周辺での仕事が多くあるため、事業実施に都合のよい申請地の使用について渡人に相談したところ、売買について両者が合意したことから申請に至りました。

申請地の街区は宅地率が84%で40%以上であることから、宅地化の状況が省令で定める程度に達している区域であり、申請地は第3種農地に区分されます。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される見込みがあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は雑種地、西側は農地、東側・南側は宅地に接しています。

申請地は碎石舗装とし、周辺土地との境は、石垣・塀・見切り等の構造物により区分されているため、雨水等の影響は少ないと思われれます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 　　ただ今の議第2号番号3について、質疑等がありましたら願います。

(質問、意見等 なし)

議 長 　　それではお諮りします。議第2号番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。
続きまして、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　　続きまして、地区担当委員 1番 荻田能文委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　　申請地は、日本庭園鉄道の約250m北側に位置します。
現況は畑となっています。

借人は、貸人の娘夫婦であり、現在夫婦と子供2人でアパートに住んでいるが、就学年齢が近づき部屋が手狭になってきたため、父親である貸人に相談したところ、使用貸借について承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、平成31年4月に農振除外の申出があり、5月農業委員会全員協議会で除外についての同意をしているものです。

農振除外後の申請地は第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

東側・南側は畑、西側は道路、北側は水路と畑に接しています。

申請地と隣接する土地との境には、見切りブロックを設置し、道路及び河川方向へ傾斜をとるため周辺農地へ雨水の影響はありません。排水は、合併浄化槽を経由し、隣接する河川へ放流します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われれます。ご審議のほどよろしく

お願いします。

議 長

ただ今の議第2号番号4について 質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは、お諮りします。議第2号番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
これをもって令和2年度裾野市農業委員会4月総会を閉会します。

令和2年4月10日 (会議録署名人)

11番署名人

勝 又 俊 博

1番署名人

萩 田 能 文